

2006. 8. 28 第17号



地域づくりコミュニケーション  
— 農村振興メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◆ 目次 ◆◆

【 農村振興支援情報 】

- 農地・水・環境保全向上対策の取組
  - ◇農地・水・環境保全向上対策の枠組みが決定しました  
～経営所得安定対策等実施要綱が省議決定～
  
  - ◇農地・水・環境保全向上対策モデル支援地区の紹介
  
- 美しい農村を守っていくために
  - ◇全国「美の里づくり」研修会について
  
  - ◇美の里づくりに関するミニ・アンケート結果
  
  - ◇農村景観パンフレットを作成しました！
  
- 地域の実態に応じた多様な取組
  - ◇都市住民の参加による耕作放棄地の解消対策  
～中高年ホームファーマー事業～について
  
- 農村振興局各課の紹介
  - ◇土地改良企画課を紹介します！

\*\*\*\*\*

- 農地・水・環境保全向上対策の取組
  - ◇農地・水・環境保全向上対策の枠組みが決定しました  
～経営所得安定対策等実施要綱が省議決定～

7月21日（金）、農林水産省において、「経営所得安定対策等実施要綱」（以下、「実施要綱」）が省議決定されました。

今回の「実施要綱」は、平成17年10月27日に省議決定された「経営所得安定対策等大綱」に掲げられた品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の内容のうち、支援単価や事業規模などの枠組みについて決定し、明記したものです。

このうち「農地・水・環境保全向上対策」については、

- ・ 対策期間：平成19年度から23年度までの5年間
- ・ 中山間地域等直接支払交付金の集落協定等対象農用地での取扱い：追加の要件を付して「基礎支援」の対象とすることができる
- ・ ステップアップ支援の単価

などが決定されました。

また、事業規模については、資源保全にかかる共同活動支援については270億円程度としており、営農活動支援の30億円程度を加えて「農地・水・環境保全向上対策」として300億円程度としています。

詳しくは、

[http://www.maff.go.jp/syotoku\\_antei/youkou/index.html](http://www.maff.go.jp/syotoku_antei/youkou/index.html)

をご覧ください。

（農地・水・環境保全向上対策室）

\*\*\*\*\*

#### ◇農地・水・環境保全向上対策モデル支援地区の紹介

平成19年度からの本格実施に先立ち、平成18年度は全国約600地区でモデル支援事業を行っています。今回は、活動を実施するために必要な最初の取組である「組織づくり」をテーマに事例の一部を紹介します。

#### ○熊本県熊本市 天明中央地区（てんめいちゅうおうちく）

農地・水・向上活動は、従来水土里ネットが実施してきた作業も関連しているため、まず、水土里ネット役員、総代が本施策を理解し、農区長、自治会長等のため研修会でPR活動を実施しました。

また、従来から連携していた団体を活動組織の構成員として取り込むことで多様な主体の参画を図ることができました。

活動計画の策定を集落単位で作成するのは初めての試みのため、計画作りは困難と思われがちですが、簡単な活動例を作って参考として提示することで、計画書作りが容易となります。自治会を中心に、子供会、婦人会、老人会等が積極的に参加し、本施策だけでは対応できないくらいの構想も提案されるなど立派な計画書を作成することができました。

○静岡県焼津市 和田地区（わだちく）

和田地区は、大井川用水の幹線水路である和田用水の末端に位置します。近年ゴミや生活雑排水の混入が増加し、水質及び水路の保全が大きな課題となっていました。

本施策を推進するために、地域住民全員の参加が不可欠と考え、自治会、消防団、PTA、老人クラブなど地域の組織で構成されている「和田地区地域づくり推進委員会」を活用することにしました。

和田地区には3,500戸を超える世帯があり、また、3つの集落から構成されていることから、調整が難航することが予想されましたが、連絡調整及び合意形成に当たっては「推進委員会」を活用することで、スムーズに情報を伝達することができ、各団体も用水路の環境向上について問題意識を持っていたことから、対策推進への理解を得ることができました。

○鳥根県邑智郡邑南町 日向地区（ひゅうがちく）

本地区は中山間地域等直接支払協定の対象地区ですが、本対策の組織づくりにあたっては、中山間地域等直接支払協定の対象地域を基本とし、一体的に保管理を行っていた、同協定対象外の緩勾配水田、畑地を地域に追加しました。

構成員は、自治会、中山間協定を母体に、老人会、婦人会を追加し、従来の1農家1参加型での賦役割割に限界を感じたことから、老人、婦人が活躍できる場を検討することとしました。女性・高齢者向けの活動として、景観美化・管理活動を追加するなど構成員に見合った役割分担を心がけました。

（農地・水・環境保全向上対策室）

\*\*\*\*\*

■ 美しい農村を守っていくために

◇全国「美の里づくり」研修会について

農林水産省及び（財）農村開発企画委員会等では、景観法の施行を機に農村景観の保全形成手法等について、幅広く総合的な研鑽を図る観点から、主に地方自治体や各種関係団体の実務担当者を対象とした研修会を昨年度より開催しています。

本年度は、下記により実施いたしますので、是非ともご参加ください。

○主要研修内容

特別講演：進士五十八氏（東京農業大学教授）、平野啓子氏（語り部）

パネルディスカッション：美の里づくりコンクール受賞3地区

施策説明：農地・水・環境保全向上対策等など

○日 時

9月12日（火）13：00～17：00

～9月13日（水）9：30～12：30

○場 所

全国都市会館（東京都千代田区平河町2-4-2）

○定 員

150名（先着順より受付。定員になり次第締め切ります。）

○その他

研修会のプログラムや申込み等詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

<http://www.rdpc.or.jp/osirasef.htm>

（農村政策課）

\*\*\*\*\*

### ◇美の里づくりに関するミニ・アンケート結果

前回のメールマガジンにて実施しました美の里づくりに関する紙上ミニ・アンケートにはたくさんのご回答をお寄せいただきましてありがとうございました。ここに結果を報告します。

- （1）景観法に関して、約1割が法に基づく景観計画づくりに関わっており、約7割は取組には関わっていないが景観法は知っているとの回答。
- （2）農村空間に対する国民の関心について、約5割が以前より高まってきていると感じているとの回答。
- （3）美しい農山漁村を保全する意味に関して、上位3つの回答は以下のとおり。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ①わが国の歴史、伝統、文化を守る    | 73% |
| ②命を育む営みである農林漁業を守る   | 71% |
| ③地域住民が心豊かに気持ち良く生活する | 69% |

- （4）美の里づくりの取組の進め方に関して、上位3つの回答は以下のとおり。

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| ①地域住民が地域の歴史、伝統、文化等をもっと知ること | 63% |
| ②農山漁村は国民全体の財産であるとの認識をもつこと  | 60% |
| ③地域以外の都市住民等がもっと協力すること      | 46% |

(5) 美の里づくりに効果的な手段に関して、上位3つの回答は以下のとおり。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ①NPOや住民団体などの草の根的な取組に対する助成 | 73% |
| ②行政関係者や地域リーダーの育成のための研修    | 46% |
| ②グリーン・ツーリズムなどの都市との交流      | 46% |

その他の個別意見についてもここで紹介しきれないほど数多くいただきましたが、主なものとして、①地域では、具体的にどう取り組んでいいのかわからず、模索状態にある、②農山漁村が活性化した事例を積極的に発信して、行政が地域住民を啓発すべき、③いまや農業者だけでは無理で、むしろ異業種の積極登用を図る必要があるといったものがありました。

本アンケートの結果も参考にしつつ、今後とも美の里づくりの取組の促進に向けて各種施策を一層推進していきたいと考えていますので、是非具体的な政策提案などもお寄せください。

\*\*\*\*\*

#### ◇ 農村景観パンフレットを作成しました！

美しい農山漁村づくりの取組を全国的に普及させることを目的として農村景観パンフレットを作成しました。パンフレットは、8つの地域の中核的役割を担う方の体験談などを美しい写真をまじえて紹介しています。また、今年2月に結成された農村景観応援団からの応援メッセージも掲載しています。

皆さまの地域においても、このパンフレットをご活用の上、残したい景観を見だし、それを後世に継承する取組を進めてください。

農林水産省のHPでも紹介していますので是非ともご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/21j/keikanpamph.htm>

(農村政策課)

\*\*\*\*\*

#### ■ 地域の実態に応じた多様な取組

##### ◇都市住民の参加による耕作放棄地の解消対策

～中高年ホームファーマー事業～について

神奈川県では、農業の担い手の高齢化、後継者不足などにより耕作放棄地が年々増えています。一方、農業に携わりたいなど、農業に関心を持つ都市住民は増加傾向にあります。

そこで、これらの農地の活用を図るとともに、県民の方々にゆとりと生き甲斐の場を提供するため、「耕作放棄地」と「耕作能力を持つ中高年者等を中心とした県民」を結びつける『中高年ホームファーマー事業』を相模原市などで展開しています。

一言で言えば、特定農地貸付法を活用した栽培研修付きの大区画の市民農園ですが、1年目は体験研修生として、主に露地野菜の栽培技術の習得を目的に、実技や座学などの研修を受けながら100m<sup>2</sup>程度の区画を耕作します。2年目以降は、耕作継続を希望し、県が認めた場合は「ホームファーマー」として、300～500m<sup>2</sup>程度の広い区画に移り、本格的な耕作により新鮮な野菜作りを楽しみながら、農地保全の一翼を担っていくものです。

平成14年度は40名余りの研修生の方による、約1haの農園開設でしたが、平成17年度は、418名が参加し、農園開設面積も約12haとなっています。

今後とも、県民の方々の手をお借りして、県内の農地を守っていきたく思います。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/farmer/hyousi.htm>

(神奈川県環境農政部農地課寄稿)

\*\*\*\*\*

## ■ 農村振興局各課の紹介

### ◇土地改良企画課を紹介します！

ご存知のとおり、農用地の区画整理事業や農業用排水事業、土地改良施設の管理事業といった土地改良事業は、その実施を通じて農業の生産性を大きく向上させるとともに、経営感覚に優れた担い手を育成する契機ともなる重要な事業ですが、これら事業を円滑に実施していくためには、一定のルールの下に実施していかなければなりません。

土地改良企画課は、まさにこのルールを企画・調整するとともに国営土地改良事業特別会計を所管し、土地改良事業を制度面、会計面から支えている課です。

具体的業務は多岐にわたります。①国営土地改良事業の開始手続、②土地改良区などの団体の指導や検査、③農業基盤整備に必要な資金の融資指導、④換地や交換分合の指導、⑤土地改良事業の経済効果測定基準の作成といった業務も当課の所管です。

”縁の下の力持ち”と言いたいところですが、体力的にずば抜けて優れている者がいるわけでもありません。しかしながら、課員一同、土地改良事業の重

要な役割を心に刻み、各種業務に取り組んでおりますので、皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

(土地改良企画課)

\*\*\*\*\*

#### ◆◇ 編集後記 ◇◇

夏休みももうすぐ終わりです。我が家の子供達は慌てて自由研究を始めました。雑誌の教材におもちゃのような顕微鏡が入ってきたので、「ミクロの世界」をテーマにタマネギの皮や植物の茎、食塩とありとあらゆるものを拡大し、写真を撮っていました。

私が子供の頃は、毎日のように山で昆虫採りをしていたので、夏休みの自由研究（当時は自由研究とは言いませんでしたが）は毎年のように昆虫標本だった記憶が蘇りました。

もうすぐコオロギ、バッタ、キリギリスといった秋の虫達が出てきます。久しぶりに子供と一緒に虫採りに行ってみようと思います。(S)

\*\*\*\*\*

#### ◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◇

本メールマガジンに対する皆さまの声を遠慮なくお寄せください。また、皆さまの地域での活動や取組の紹介などもお願いします。皆さまからのご質問・ご意見、地域の活動などの情報につきましては、可能なかぎり回答あるいは紹介させていただきます。

また、読者の輪を更に広げていきたいと考えていますので、皆さまにおいて本メールマガジンに関心を持っていただけそうな方をご存じでしたら、どしどしご紹介いただきますようお願い致します。

\*\*\*\*\*

#### ■ 編集発行

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局企画部農村政策課（担当）佐藤

TEL:03-3502-5946 FAX:03-3595-6340 mail:mailto:nouson\_mm@nm.maff.go.jp

\*\*\*\*\*